

基礎案での記載箇所		章項目	5. 8. 1	ページ	p.59	行	15行目
事業名	関連施策(公園事業)		河川名	淀川			
府 県	大阪府・京都府	市町村				地先	

●現状の課題

広範囲にわたって造成された高水敷では社会的要請に応じて、グランド等の施設整備が進められてきた。この結果、年間470万人もの市民に憩いの場として活用されている。また、身近な自然空間として河川敷を利用したいとの強い要望がある。

一方、これらの人工的な施設整備は、低水護岸等と相まって、河川の生態系を分断しているところもあり、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。

●公園整備の方針

河川整備計画との整合を図りつつ、淀川河川公園基本計画の見直しを行う。見直しに当たっては学識経験者・自治体などからなる「淀川河川公園基本計画改定委員会」において検討する。

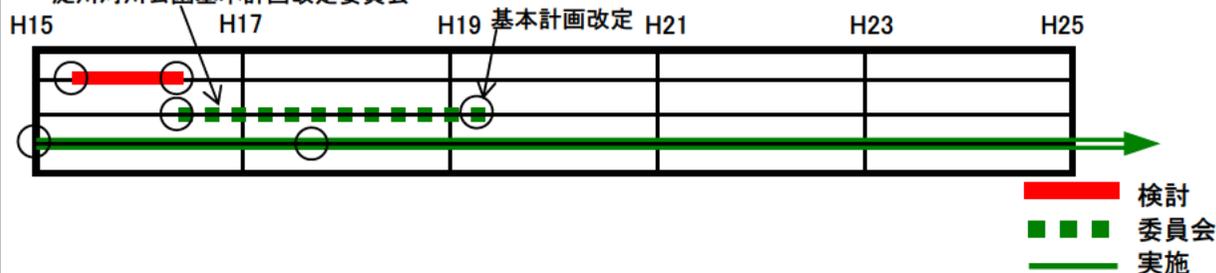
改定に際しては、以下の項目方針を踏まえて検討する。

- 1) 公園区域やゾーニングの見直し
 - 2) 自然環境の保全と再生・復元
 - 3) 歴史と文化を取り入れた公園計画
 - 4) 淀川にふさわしい利用ができる公園計画
 - 5) まちと淀川をつなぐ河畔区域を含めた公園計画
 - 6) 利用者の視点に立ったユニバーサルデザインの導入
 - 7) 環境教育・研究の拠点としての既存施設活用
- なお、堤防補強対策の実施と連携した高水敷きにおける公園の一体的整備についても検討する。



●スケジュール

・全体スケジュール
淀川河川公園基本計画改定委員会



淀川河川公園基本計画改定委員会

淀川河川公園は、昭和50年に学識経験者により構成される「淀川河川公園基本計画策定委員会」の審議を経て、基本的な指針となる「淀川河川公園基本計画」を策定し、昭和54年には改定を行い、同計画に基づいて整備を進めてきた。

しかしながら、改定後20年以上経過する中で、社会情勢の変化を受けて淀川河川公園をめぐる状況は大きく変わってきた。このため、平成13年の「淀川河川公園フォローアップ委員会」(淀川河川公園が果たしてきた役割や整備効果についての現状分析や評価)の提言を受け、平成16年から淀川河川公園基本計画改定委員会を開催しており、淀川河川公園のあり方、公園基本方針の検討等を行っている。

	氏名	所属
委員長	近藤 公夫	奈良女子大学名誉教授
副委員長	今本 博健	京都大学名誉教授
委員	綾 史郎	大阪工業大学工学部教授
	有馬 忠雄	元大阪府自然環境保全指導員
	大西 裕子	弁護士
	木原 勝彬	ローカル・ガバナンス研究所長、NPO政策研究所前理事長
	木村 俊二郎	大阪子どもの水辺ネットワーク幹事
	栗本 智代	大阪ガスエネルギー・文化研究所研究員
	高崎 邦子	JTB西日本 営業本部 広報担当課長
	原田 宗彦	早稲田大学大学院人間科学研究科教授
	槇村 久子	京都女子大学大学院公共圏創成研究科教授
	増田 昇	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授
	榭屋 正	元地球環境関西フォーラム事務総長
	村上 興正	元京都大学大学院講師
	田村 公一	(財)河川環境管理財団 大阪事務所長
	森下 郁子	(社)淡水生物研究所長
	吉田 禎宏	大阪放送(株)営業局事業部長
		(五十音順・敬称略)
行政委員	丸岡 耕平	大阪府土木部長
	土屋 光博	京都府土木建築部長
	長田 昇	大阪市ゆとりとみどり振興局緑化総括技監
	奥本 務	高槻市長
	中司 宏	枚方市長
	喜多 洋三	守口市長
	馬場 好弘	寝屋川市長
	森山 一正	摂津市長
	牟礼 勝弥	八幡市長
	川口 裕	島本町長
	河原崎進	大山崎町長
	居谷 献弥	国土交通省近畿地方整備局建政部長
	脇坂 安彦	国土交通省近畿地方整備局企画部環境調整官
	児玉 好史	国土交通省近畿地方整備局河川部河川調査官
	吉田 延雄	国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長

淀川河川公園基本計画改定委員会

●具体的な整備内容

本整備計画との整合を図りつつ、「淀川河川公園基本計画改定委員会」の議論を経て策定される「淀川河川公園基本計画」に基づき検討する。

●スケジュール

・委員会の具体的なスケジュール

H15/10 H16/7 H16/10 H17/1 H17/7 H18/1 H18/7 H19/3



■ 検討

■ ■ ■ 委員会

==== 実施

●淀川河川公園基本計画改定委員会

◆淀川河川公園のあり方、公園基本方針の検討等を行う。

平成13年8月の「淀川河川公園フォローアップ委員会」の提言を受け、平成16年7月から「淀川河川公園基本計画改定委員会」を開催しており、最終的な計画における取りまとめについては、委員会の議論に任せることとし、検討範囲については、現在の都市計画決定区域(三川合流部～河口部)と区域内の高水敷未整備部分等関連する部分を対象としている。

淀川河川公園のあり方については、河川整備計画との調整を図りながら検討・計画していくこととしており、場所毎に応じた対応(考え方や地区構成の見直し)を検討するため、ケーススタディによる個別地区の検討を行うことになった。ケーススタディ地区については、4地区〔十三野草地区・太間地区(施設広場地区)・芥川自然地区・樟葉野草地区〕を選定し、順次検討を進めている。

第1回委員会	平成16年7月8日	・委員会のあり方 ・淀川河川公園の経緯と現況
第2回委員会	平成16年9月28日	・本委員会の検討範囲 ・淀川河川公園の特性と課題 ・これからの淀川河川公園のあり方 I
第3回委員会	平成17年1月18日	・これからの淀川河川公園のあり方 II
第4回委員会	平成17年3月16日	・委員からの報告 ・基本計画の構成及び考え方 ・今後の委員会の運営について
第5回委員会	平成17年9月22日	・ケーススタディの地区選定について I
第6回委員会	平成17年11月2日	・ケーススタディの地区選定について II
第7回委員会	平成17年12月27日	・十三ケーススタディ個別地区検討 I
第8回委員会	平成18年2月21日	・十三ケーススタディ個別地区検討 II

委員会等からの意見

【淀川部会】

公園整備の方針では、2004年6月に公布された景観法も踏まえて、景観面からも検討する必要がある、検討項目に入れるべきである。淀川は三川合流から大阪湾河口に至る大河川であり、流域は変化に富んでいるため、淀川河川公園の名にふさわしい多様な景観の保全と創出を検討すべきである。またそれは高水敷と水面で構成された堤外の景観だけでなく、堤外と堤内を一体的に連続したものとして考えることも必要である。

老朽化施設の更新・補修には景観を含む河川環境に十分配慮することが必要である。既存施設の維持管理やバリアフリー化にあたっては生態系保全の見地からいきすぎた整備は控えるべきである。

整備シートでは、老朽化施設の更新・補修および維持管理・バリアフリー化の例として写真が示されているが、整備計画進捗報告資料で示された公園利用状況を示すのに「枚方地区」及び「鳥飼西地区」の写真を例示した意図について説明すべきだろう。また、自然地区・野草地区・施設地区・景観保全地区それぞれについて写真を例示し、地区区分の妥当性についても検討すべきである。

淀川基本計画改定委員会進捗状況報告

平成16年より延べ8回の委員会を開催しており、場所毎に応じた対応(考え方や地区構成の見直し)を検討するため、ケーススタディによる個別地区の検討を行うことになった。ケーススタディ地区については、4地区(十三野草地区・太間地区(施設広場地区)・芥川自然地区・樟葉野草地区)を選定し、順次検討を進めている。

現在、十三地区ケーススタディ個別地区検討を行っており、検討項目の整理においての現状認識、現状評価並びにこれからの考え方等についての議論を行っている。

国営公園整備

●具体的な整備内容

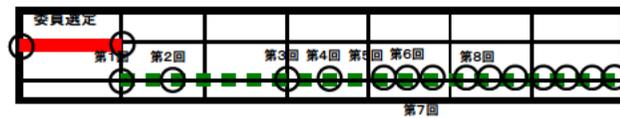
本整備計画との整合を図りつつ、「淀川河川公園基本計画改定委員会」の議論を経て策定される「淀川河川公園基本計画」に基づき検討する。なお、次の事業については河川整備計画と整合を図りつつ、継続的に実施していく。

- 1) 老朽化施設の更新・補修
- 2) 既存施設の維持管理
- 3) 既存施設のバリアフリー化の推進

●スケジュール

・委員会の具体的なスケジュール

H15/10 H16/7 H16/10 H17/1 H17/7 H18/1 H18/7 H19/3



■ 検討

■ 委員会

■ 実施

●既存施設の維持管理及びバリアフリー化の推進

◆維持管理(除草、塵埃処理等)



◆バリアフリー化(車椅子対応トイレ、水飲み場、園路改築等)



●整備効果

★身障者を含め、安全・快適利用が図られる。

整備内容・利用形態

(平成16年度)

整備内容	利用形態(利用者数)
野球場(36面)	382千人
テニスコート(55面)	109 "
サッカー・ラグビー(10面)	124 "
フットサル(3面)	19 "
陸上トラック(7面)	9 "
パターゴルフ(1箇所)	21 "
ゲートボール(8面)	1 "
その他(運動施設外利用)	3,937 "
河川敷外(プール等)	98 "
計	4,700 "

委員会等からの意見

【淀川部会】

公園整備の方針では、2004年6月に公布された景観法も踏まえて、景観面からも検討する必要があり、検討項目に入れるべきである。淀川は三川合流から大阪湾河口に至る大河川であり、流域は変化に富んでいるため、淀川河川公園の名にふさわしい多様な景観の保全と創出を検討すべきである。またそれは高水敷と水面で構成された堤外の景観だけでなく、堤外と堤内を一体的に連続したものとして考えることも必要である。老朽化施設の更新・補修には景観を含む河川環境に十分配慮することが必要である。既存施設の維持管理やバリアフリー化にあたっては生態系保全の見地からいきすぎた整備は控えるべきである。

整備シートでは、老朽化施設の更新・補修および維持管理・バリアフリー化の例として写真が示されているが、整備計画進捗報告資料で示された公園利用状況を示すのに「枚方地区」及び「鳥飼西地区」の写真を例示した意図について説明すべきだろう。また、自然地区・野草地区・施設地区・景観保全地区それぞれについて写真を例示し、地区区分の妥当性についても検討すべきである。

進捗状況報告

- ・老朽化施設の更新 …… 継続実施中
- ・維持管理の進捗状況 …… 継続実施中
- ・バリアフリー化の進捗状況 …… 継続実施中